

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお支払い方法について～

◆保険料の納め方

保険料の納め方は、「年金からのお支払い（特別徴収）」と「納付書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つの方法があります。

特別徴収

年金 からお支払いとなります。

お手続きの必要はありません。

なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。

- 受給している年金額が、年額 18 万円未満の方
- 介護保険とあわせた保険料が年金支給額の半分以上を超える方

※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。「納付書」や「口座振替」でお支払いください。

普通徴収

納付書・口座振替 による金融機関でのお支払いとなります。

口座振替に切り替わるまで、数か月のお時間が必要となります。

※国民健康保険税を口座振替していた方でも自動的に継続されません。改めて手続きが必要です。

◆保険料の納め忘れはありませんか？

<納付書払いでの保険料の納め忘れが多発しています>

ご自分のお支払い方法については、保険料額決定通知書（納入通知書）をご確認ください。

◆保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます

- 納付書、年金でお支払いの方は、申し出により口座振替に変更することができます。
 - ・「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方（口座名義人）が受けられます。

お申し出の際は、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」を持参してください。
「口座振替」をご希望される方は、下記の役場窓口にお申し出ください。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

（〒 060 - 0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階）

役場（早来庁舎）税務課税務グループ ☎② 2513

（追分庁舎）健康福祉課国保・医療グループ ☎⑤ 4555